明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二）　一
〔規　則〕
○指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委一）　二
〔告　示〕
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（文部科学二）　二
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同三）　七
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同四）　三
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（同五）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（同六）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同七）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同八）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（同九）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
会社その他
会社決算公告　八七

府令

○内閣府令第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十九条第一項、第九十三条第一項及び第三項、第九十四条第三項、第九十八条第二項、第百条の二第五項、第百一条第一項、第百一条の二第四項、第百二条第一項、第百四条の三第二項及び第九項、第百四条の四第七項、第百六条、第百七条の六並びに第百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十一条の三第四項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「国籍等」の下に「（以下「国籍等」という。）」を加える。

第十九条第一項並びに第二十条第二項第二号及び第三号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二十九条の三第一項を次のように改める。

法第百二条第一項の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。

1.15×A＋1.94×B＋2.97×C

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　第二十六条の三第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

一　認知機能検査を行つた時の年が記述されている場合には、五

二　認知機能検査を行つた時の月が記述されている場合には、四

三　認知機能検査を行つた時の日が記述されている場合には、三

四　認知機能検査を行つた時の曜日が記述されている場合には、二

五　記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B　第二十六条の三第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

C　第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

一　一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）

二　数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

三　一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四　二の針が描かれている場合には、一

五　指示された時が表示されている場合には、一

六　指示された分が表示されている場合には、一

七　指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれているときには、一